



ラオスにおける職業あっせん業について

2025年8月21日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 経緯

職業あっせん事業については、2010年1月12日付「職業紹介事業にかかる会社設立及び管理に関する労働社会福祉大臣合意（No.043）」（以下「旧合意」）において、同事業を行う会社設立の条件として「ラオス国籍者、または外国人の場合はラオス人との共同出資であること（旧合意第14条）」と規定されていました。



その後、2023年に「職業紹介法」が制定され（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご覧下さい）、さらに、労働社会福祉省は2022年3月25日付で旧合意に代わる「職業あっせんサービス事業者の管理に関する労働社会福祉大臣合意（No.1050）」（以下「新合意」）を2025年8月11日に官報で公布し、施行されています。

旧合意では外国人の参入も一定の条件下で可能と解釈されていましたが、新合意では「共同出資」の条件が削除され、結果として外資参入は難しくなったといえます。

もっとも、職業あっせん事業は旧合意以前から「ラオス国籍者に保全される事業リスト」に含まれていました。そのため、もともと外資参入は認められない事業と解釈されており、新合意によってこの点の矛盾が整理されたともいえます（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご覧下さい）。

以下、旧合意からの改正点を中心に解説いたします。

2. 政府の方針について

旧合意では、政府は「ラオス国籍の個人、法人、またはラオス国籍と共同出資する外国法人」に対して職業あっせん事業を奨励する（旧合意第3条）とされていました。

一方、新合意では「外国法人との共同出資」の文言が削除され、「ラオス国籍の個人および法人」のみが対象とされています（新合意第4条）。



外資参入を直接的に禁止する規定はないものの、政府は職業あっせん事業に関して外資を積極的には受け入れていないと解釈できます。

3. 職業あっせん事業許可証の取得要件について

（1）事業許可証の取得要件について

旧合意と新合意の違いは以下のとおりです。大きな変更点は、外国法人が対象から削除された点です。

	新合意	旧合意
1	ラオス国籍であること	ラオス国籍又はラオス国籍と共同出資する外国籍であること
2	マネージング・ダイレクターが25歳以上であること	同左
3	マネージング・ダイレクターが高等専門学校を卒業していること	高校を卒業していること
4	マネージング・ダイレクターが健康であること	同左
5	マネージング・ダイレクターに犯罪歴がないこと	同左
6	登録資本金及び保証金が準備できること	同左
7	自身（マネージング・ダイレクター）が事業許可証の取得申請をすること	同左
8	破産していないこと	同左
9	事業経験があること及び事業に必要な人材がそろっていること	同左
10	詳細な雇用計画と事業計画があること	—
11	労働社会福祉省から職業あっせん事業の試用事業許可を得ている法人は、優遇する	—

（2）事業許可証の有効期限

旧合意では有効期限は2年でしたが、新合意では3年に延長されました。



また、許可証の名称も「職業あっせんサービス会社設立許可証」から「職業あっせん業活動許可証」へ変更されています（新合意第 16 条）。

4. 登録資本金及び保証金について

登録資本金と保証金の額は変更されていません。保証金は労働社会福祉省の銀行口座に米ドル建てで振り込みますが、実際に利用する際はラオスキープで引き出されます（新合意第 14 条）。

業種	資本金/回転資金	保証金
国内職業あっせん業	2 億キープ以上 (約 9,200USD)	2,000USD 以上
国内及び国外職業あっせん業	20 億キープ (約 92,000USD)	20,000USD 以上

5. 職業あっせん業試用許可

ラオス国籍の法人は、本格的に事業を行う前に試験的にサービスを提供するための「試用許可証」を取得できます（新合意第 19 条）。

試用期間は原則 1 年。更新可能ですが最長 3 年まで（新合意第 22 条）。

申請に必要な書類は、以下の通りです（新合意第 21 条）。

- (1) 職業あっせん業試用申請書
- (2) 企業登録書及び納税証明書の写し
- (3) FS 及び事業計画書
- (4) 銀行残高証明証
- (5) マネージング・ダイレクターの無犯罪証明証

6. サービス料について（新合意第 36 条）

国外職業あっせん業：雇用契約に基づき、雇用者から労働者の月給の 3%を毎月徴収（旧合意の 5%から引き下げ）。

国内職業あっせん業：労働者の初回給与の 50%（初回のみ）を雇用者から徴収（旧合意から変更なし）。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う